

# やまがた子育て応援パスポート 協賛店募集中!

## ● 連絡先の指定について

(以下は非公開で、県が厳正に管理し、協賛企業への連絡にのみ使用します。) 企業ごとに1箇所指定していただき、連絡事項や各店舗への発送物については周知・配送をお願いいたします。店舗ごとの対応をご希望の場合は県しあわせ子育て政策課までご連絡ください。

連絡先名称 (部署・支店名等)			
連絡先所在地	〒		
担当者メールアドレス			
電話番号		FAX 番号	

## ● PRグッズの発送について

県では以下のPRグッズを店舗等に置いていただき、協賛店であることの周知をお願いしております。設置可能なものをお送りしますので□にレ点を記入してください。

<input type="checkbox"/>	協賛店ステッカー (A4サイズ) : 2種類1枚ずつ
<input type="checkbox"/>	協賛店シール (名刺サイズ) : 1枚
<input type="checkbox"/>	屋内用卓上ミニのぼり旗 (横12×縦36cm) : 1基 ※ポールと直径7.6cmの円形台座 (ウエイト付) つき
<input type="checkbox"/>	屋外用のぼり旗 (横60×縦180cm) : 1枚 ※布のみの配布ですので、スタンド・ポールは各社でご手願います。

## ● 以下の誓約内容を確認の上、□にレ点を記入して下さい。

この度の申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

<input type="checkbox"/>	協賛にあたっては、児童の健全育成の観点から、山形県青少年健全育成条例の規定を遵守します。
<input type="checkbox"/>	専ら大人を対象とした娯楽施設ではなく、協賛店舗として本事業の趣旨に反しておりません。
<input type="checkbox"/>	自己または自社の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) に関する以下の各号のいずれにも該当する者ではありません。また、その経営に実質的に関与している企業、事務所、法人、団体等ではありません。

- (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員等 (同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等 (法人である場合にはその役員、支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。) が暴力団員等であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- (5) その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

※山形県青少年健全育成条例の規定については県のホームページをご参照ください。  
※サービス内容は、後日送付する「協賛店ステッカー」に記載のうえ、店頭に掲示してください。

🔍 山形県 青少年 条例 検索

※登録内容の変更・PRグッズの追加については随時承ります。県しあわせ子育て政策課までご連絡ください。  
※平成28年度より「子育て支援パスポート」の全国共通展開を開始し、他県で発行されたパスポートカードが県内でも使用できるようになりました。全国共通展開への協力は各協賛店の任意となりますが、ご協力いただけない場合は、下記連絡先までご連絡ください。

連絡先 山形県しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課

TEL : 023-630-2318 / FAX : 023-632-8238



県と市町村では、企業や店舗の皆様にご協力いただき、社会全体で子育てを支援する気運を盛り上げ、子育て家庭の負担感の軽減を図ることを目的としてやまがた子育て応援パスポート事業を実施しております。  
現在、事業の趣旨にご賛同いただき、協賛して下さる企業・店舗を募集しています。  
**地域全体で子育てを応援する社会**となるよう本事業へのご協力をお願い申し上げます。



## やまがた子育て応援パスポート事業の概要





